

庁舎等複合施設建設事業の経緯

1 事業中断から再開までの経過

庁舎等複合施設建設については、令和2年3月に基本設計を取りまとめ、令和2年6月から実施設計に着手し、基本設計に対するパブリックコメントの御意見、市議会の御意見等も踏まえ検討を進めてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響や、市議会において「新型コロナウイルス感染症が社会経済状況や市財政に与える影響に鑑み、新庁舎等建設の見直しを求める決議」等、複数の決議が可決された状況等を踏まえ、令和3年12月17日開催の基本構想審査特別委員会において「庁舎等複合施設の建築確認申請は行わず、建設工事に係る予算は令和4年第1回定例会に上程しない」こととしました。

その後、前市長の下では庁舎等複合施設建設事業の今後の進め方について具体的な方針を示すことができず、前市長は令和4年3月16日開催の基本構想審査特別委員会において「設計や建設の時期を大胆に見直すことも含め、市長と市議会で協議する場を設置したい、また適切な時期に財政見通しを示したい」との内容の発言を行いました。

これを踏まえ、令和4年4月に、市長と市議会との意見交換の場として庁舎等建設に関する協議会を設置し、現在の実実施設計及び建設時期を見直すことなども含め協議を行いました。しかしながら、前市長の辞職により、設置目的である「市長が着工可能な成案を得られるよう、市長と市議会との意見交換を通じて本事業の進捗をはかるため論点を整理すること」の達成には至らず、10回の協議を経て得られた意見は今後の参考とすることとし、令和4年10月28日をもって庁舎等建設に関する協議会は終了しました。

その後、本市では令和4年11月に就任した白井市長の下、庁舎等複合施設建設再開に向けての検討を行い、令和5年5月16日開催の全員協議会において、事業を実施しても市財政の見通しは十分に成立するとの判断から、現設計を進めることを基本として、可能な限り早期実施を目指す「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について（案）」を市議会に提出しました。

令和5年6月に、再開のための予算案を提出したところ、庁舎等建設に関する協議会で協議されていた論点がコストダウンに資するかどうか、再開に当たり検証を実施する予算を含めた議員提案による修正予算案が可決したことを受け、令和5年7～8月に現設計の検証を実施しましたが、コスト、設計期間、機能面等

への影響を考慮すると設計反映するだけのコスト削減効果があるものは見出せませんでした。

令和5年10月には、実施設計委託契約を令和6年度まで行うための補正予算案が可決され、設計者と契約締結し、実施設計を再開しました。

令和5年10～11月には、事業を中断して以降のこれまでの経過と、再開に当たっての方針についてお知らせし、事業の早期実施に向けできるだけ多くの市民の御理解と御協力を得られるよう、市民説明会を開催しました。

2 これまでの決議等への対応状況

(1) 決議への対応

これまで市議会で可決された庁舎等複合施設建設に対する決議及びその対応状況等については、別紙2「庁舎等複合施設建設に対する決議への対応状況等」のとおりです。市議会での決議を踏まえ、本市ではこれまで、清掃関連施設の暫定移設を行わない施設配置、発注方式の見直し、財政計画の提出、広場面積の拡大、浸水対策に係る外構レベル等の見直し、実施設計の中断、現設計の検証実施などの対応を行ってきました。

(2) 基本設計に対するパブリックコメント等における主な意見への対応

基本設計に対するパブリックコメント及び市議会では、多くの市民が利用する（仮称）新福社会館を免震ではなく耐震とすることに対する疑問や、新庁舎を免震、（仮称）新福社会館を耐震とする連結制震という免震システムについて、安全性を危惧する御意見がありました。国等の施設分類上、（仮称）新福社会館に関連する用途に使用する施設の耐震に関する目標水準は、国土交通省監修の基準上の分類における構造体のⅡ類、重要度係数（数値が高いほど耐震性能が向上）1.25に位置付けられます。（仮称）新福社会館で採用している耐震システムは、本庁舎と同等の構造体Ⅰ類、重要度係数1.5とし、市内における他の公共施設よりも耐震性能の向上を図った上で、（仮称）新福社会館の早期竣工を求める声にお応えするために、免震構造より竣工時期が早く、またコストも低いと見込まれる耐震構造を採用しています。現在の実施設計は、建築基準法に基づく構造方法に係る国土交通大臣認定を受けており、安全性に問題がないことを確認しています。

免震と耐震の接合部分に使用されるエキスパンションジョイントは安全性の高いものではありませんが、万全を期するために、設置に際しては注意喚起の表示などの安全対策を講じることを予定しています。

【参考】施設の分類

分類	目標水準	対象とする施設	用途例
I	大地震動後、構造の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1)災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設 (2)多量の危険物を貯蔵又は使用する施設、その他これに類する施設	・本庁舎、地域防災センター、防災通信施設
II	大地震動後、構造の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	(1)災害応急対策活動に必要な施設 (2)地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設 (3)危険物を貯蔵又は使用する施設 (4)多数の者が利用する施設。ただし、分類Iに該当する施設は除く。	・一般庁舎 ・病院、保健所、福祉施設 ・集会所、会館等

※「構造設計指針・同解説」（東京都財務局）より抜粋して作成

基本設計に対するパブリックコメントでは、広場についても面積拡大等を求める御意見をいただきました。基本設計では、庁舎1階付近の広場兼臨時駐車場から（仮称）新福祉会館の外階段を利用して屋上庭園までアクセスできる立体的な広場を計画していましたが、御意見を踏まえ、現在の実施設計では、基本設計で計画した広場に加え、地上駐車場の縮小により敷地北西に芝生の広場を配置しており、広場面積を基本設計時の約4倍となる約900㎡に拡大しています。

(3) 浸水対策への対応

近年、局所的集中豪雨が増えていることから、国は、「浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の降雨に基づく浸水想定を行うこと」と定め、東京都においては、東海豪雨相当の毎時114mmから、想定し得る最大降雨である毎時153mm（年超過確率は1/1000以下）に見直すとともに、都内の浸水予想区域図を順次更新の上、作成・公表しています。本市では、令和元年6月に作成・公表された「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域等浸水予想区域図」、令和元年5月に作成・公表された「石神井川及び白子川流水浸水予想区域図」、令和2年3月に作成・公表された「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図」に基づき、令和2年8月に「小金井市防災マップ」を作成しました。

これらの改定内容等を踏まえ、浸水対策については、建物1階の床レベルを浸水しないレベルまで嵩上げした上で、外構は災害時の機能確保に必要な盛土をする方法を採用しました。この方法は、建物1階への浸水を防ぐことで想定し得る最大規模の降雨があつた場合においても、災害時の事業継続が確保でき、建設におけるコスト及びスケジュールへの影響が少なく見込まれます。